は代表者の氏名

有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役

大阪府大阪市淀川区西中島一丁目十一番二十三号—二百三

令 和 元 年

第 六 七

十二月二十四日

号

目

次

大分海区漁業調整委員会告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出

示

宝石さんごの採捕禁止…………………………………………………………………………四

示

〇 告

大分県告示第三百五十号

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 同条第三項に

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

1

ゆめタウン別府

別府市楠町三百八十二一六 外

届出者の氏名又は名称及び住所

2

株式会社イズミ

代表取締役社長 Ш 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

令和元年十二月二十四日

変更前

火 曜 日

外四十七者

変更後

有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役

兼 光

善 明

大阪府大阪市北区豊崎五丁目二番三号

4 外四十六者

変更の年月日 平成二十八年八月一日外

届出年月日

令和元年十一月十五日

 \equiv 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年四

に提出しなければならない。 「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百五十一号

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、 おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 同条第三項に

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県報

(告示)

四 \equiv 2 1 3 2 1 月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下 4 「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 届出年月日 関係書類の縦覧 届出の概要 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年四 令和元年十一月十五**日** は代表者の氏名 変更後 縦覧場所 縦覧期間 平成三十年十月一日外 変更の年月日 変更した事項 届出者の氏名又は名称及び住所 ゆめタウン中津 大規模小売店舗の名称及び所在地 令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで 株式会社イズミ 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって 中津市大字島田字持廣百三十四—十七 代表取締役社長 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号 As―meエステール株式会社 エステールホールディングス株式会社 外四十一者 外四十二者 代表取締役 代表取締役 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号 Щ 丸 西 泰 Щ 山 雅 明 史 外 水源の涵養二 指定の目的 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 大分県告示第三百五十三号 おり保安林の指定をする予定である。 大分県告示第三百五十二号 北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 2 1 立木の伐採の方法 九一、五一四九番九二 番六〇、四九五七番六二、四九五七番六六、字今井五〇五二番三七、字水ケ迫五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 は、その旨を申し出ることができる。 六○、五一四九番六一、五一四九番七七、五一四九番八八、五一四九番八九、五一四九番 に提出しなければならない。 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 令和元年十二月二十四日 令和元年十二月二十四日 豊後高田市上香々地字峠四九五七番四九、四九五七番五一、四九五七番五八、四九五七 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、 立木の伐採の限度 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 主伐に係る伐採種は、定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 次のとおりとする。 大分県知事 大分県知事 広 広 氏名等の縦覧を希望しない者 瀬 瀬 勝 勝

一四九番

貞

次のと

貞

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 三 大分県告示第三百五十四号 2 四〇番二、二六四二番一、平小野字トヲメキ五八五番 番、二五六五番一、字口ノ草二五七五番から二五七七番まで、二五八三番、二五八五番 原字大久保山二六二二番一から二六二二番三まで 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。) 1 ら二六三一番三まで、二六三二番一、二六三二番二、二六三五番一、二六四〇番一、二六 六四三番(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字西原二五六三番、二五六四 一、二六一四番一、二六一四番三から二六一四番五まで、二六一九番一、二六三一番一か 指定の目的 指定の目的 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 中津市本耶馬渓町落合字出口ケ原一一一二番一から一一一二番三まで、耶馬溪町大字戸 令和元年十二月二十四日 (四) 保安林予定森林の所在場所 中津市山国町守実字口ノ草二六一八番一・二六二五番・二六二六番一・二六二八番・二 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産 一・二六四二番一・二六四三番(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 次の森林については、主伐は択伐による。 字口ノ草二六一八番一・二六一九番一・二六二六番一・二六三一番三・二六四〇番 大分県知事 広 瀬 勝 貞 大分県告示第三百五十五号 \equiv 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 2 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。 1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。 水源の涵養 指定施業要件 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 日田市大字二串字中野一四○○番一(次の図に示す部分に限る。) 令和元年十二月二十四日 水源の涵養 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 立木の伐採の方法 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない。 大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県告示第三百五十六号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

保安林予定森林の所在場所

九四六番一、二九四七番三 日田市大山町東大山字上ノ山二六四二番一、字谷ノ上二九四五番三、二九四五番四、

指定の目的

指定施業要件

土砂の流出の防備

三

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

九四七番三(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。 字上ノ山二六四二番一・字谷ノ上二九四五番三・二九四五番四・二九四六番一・二

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

<u>(四</u>) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

保安林予定森林の所在場所

豊後大野市三重町松尾字木ノ丸二〇五九番二(次の図に示す部分に限る。)、二〇五九

九番まで、二〇九一番から二〇九六番まで、二一一四番

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による

字木ノ丸二○五九番三・二○七五番から二○七七番まで・二○八九番・二○九四番

(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、二〇五九番二

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

 (\equiv) 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第五号

おける宝石さんごの採捕を禁止する 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 大分海区に

ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、 この限りでない

令和元年十二月二十四日

(定義)

大分海区漁業調整委員会会長 内

田

健

生体及び死骸をいう。 この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの

(禁止区域)

大分県海域

(承認の対象者)

番三、二○七三番、二○七五番から二○七八番まで、二○八五番、二○八七番から二○八 三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

	十二 この指示の有効期間は、令和二年一月一日から同年十二月三十一日までとする。
	(指示の有効期間)
	に定める。
	十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別
	(取扱要領)
	ればならない。
	十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなけ
	(採捕報告書の提出)
	九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。
	(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)
	八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。
	(譲渡又は販売の禁止)
	できる。
	七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことが
	(承認の取消し)
	変更し、又は採捕の停止を指示することができる。
	六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を
	(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)
	ない。
	五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければなら
	(承認証の携帯義務)
	請者に承認証を交付する。
	四 大分海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、採捕の承認をしたときは、申
	(承認証の交付)